

(5) 内 容

学力向上、地域・学校・家庭との連携、高等学校改革、教師の使命、教職員の資質向上、障害者教育、教育相談、地域教育力の向上 等

14 平成9年度北海道・東北6県教育委員会企画・広報・調査統計担当者会議

(1) 主 催

文部省、青森県教育委員会

(2) 期 日

平成9年4月24日（木）

(3) 場 所

青森市

(4) 参 加 者

文部省、北海道・東北各県担当者

本県：広報調査係（管理主事1名、主事1名）、企画班（管理主事1名）

(5) 内 容

・調査統計・・・聴取事項、文部省指示説明会

・企画広報・・・聴取事項、情報交換

15 平成9年度教育関係情報交流研究協議会 北海道・東北地区研究協議会

(1) 主 催

文部省、宮城県教育委員会

(2) 期 日

9月11日（木）～12日（金）

(3) 場 所

宮城県仙台市

第6節 調査統計

平成9年度において実施した調査統計事業は、次のとおりである。

1 学校統計要覧の刊行

平成9年5月1日現在で調査した「学校基本調査」（指定統計第13号）及び「卒業後の進路状況調査」の調査結果により、学校数、児童生徒数及び教職員数等の基本的事項を収録した「学校統計要覧」を刊行して、本県教育行政上の基礎資料として広く活用を図った。

2 地方教育行財政調査（届出調査）

この調査は、平成8会計年度において、教育費がどのような財源から支出され、どのように使われているか、また、平成9年5月1日現在の教育委員会の委員及び職員等の実態を調査し、教育行政等に関する諸施策の資料とすることを目的とし、文部省が実施した調査である。

この調査の結果については、「教育調査報告書」として刊行し、教育行政上の基礎資料として広く活用を図った。

3 進路状況等に関する調査

この調査は、中学校・高等学校生徒の進路希望及び卒業後の状況を調査し、進路指導及び高等学校の適正配置計画並びに課程・学科等の整備計画の基礎資料を得ることを目的とした県単独調査である。

調査結果については、「教育調査報告書」として刊行し、広く活用を図った。

第7節 教職員の給与

給与改定関係

平成9年度の教職員の給与改定については、平成9年10月3日の県人事委員会の給与勧告に基づき、平成9年12月定例県議会に給与条例の一部改正が提案され、議決・公布されたものであり、その概要は次のとおりである。

1 給料関係

○ 給料表の改定（平成9年4月1日適用）

各給料表に定める給料月額が0.84%程度引き上げられたこと。

2 諸手当関係

(1) 初任給調整手当（平成9年4月1日適用）

医師に支給される当該手当の支給限度額が、220,700円（改定前218,200円）に改められたこと。

(2) 扶養手当（平成9年4月1日適用）

手当の月額が、次のように改められたこと。

・扶養親族である子のうち、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算額が、1人につき4,000円（改定前3,000円）に改められたこと。

・扶養親族でない配偶者がある場合、配偶者以外の扶養親族のうち一人目について6,500円（改定前5,500円）に改められたこと。

(3) 住居手当

手当額等が、次のように改められたこと。

・借家等職員の手当（平成10年4月1日適用）

基礎控除額 9,500円（改定前9,000円）

・自宅等の手当（平成10年1月1日適用）

手 当 額 3,500円（改定前3,000円）

(4) 通勤手当（平成10年1月1日適用）

交通機関等利用者及び交通機関等と自動車等の併用者の全額支給限度額が、51,000円（改定前50,000円）に改められたこと。